

# 不法輸入された特定有害廃棄物等貨物の仮陸揚げ行為の特例に関する輸出規制の見直しに係る事前評価書

## 1. 政策の名称

不法輸入された特定有害廃棄物等貨物の仮陸揚げ行為の特例に関する輸出規制の見直し

## 2. 担当部局

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課長 鈴木 啓之  
電話番号：03-3501-0538 e-mail：bouekikanri-pb@meti.go.jp

## 3. 評価実施時期

平成29年9月

## 4. 規制の目的、内容及び必要性等

### (1) 規制の目的

我が国が締結した条約その他の国際約束により輸出管理が求められる貨物の輸出については、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）に基づき経済産業大臣の承認を受けることを必要としており、条約で求められている輸出規制を実施することにより、我が国経済の健全な発展に寄与することを目的としている。有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（平成5年条約第7号。以下「バーゼル条約」という。）の国内担保法である特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法第108号。以下「バーゼル法」という。）に基づき、特定有害廃棄物等の輸出や仮陸揚げ状態の当該貨物を輸出する場合には、外為法の経済産業大臣の承認を要することとしている。

### (2) 規制見直しの内容

不正に輸入された仮陸揚げ状態の特定有害廃棄物等について、バーゼル条約第8条（再輸入の義務）及び第9条2（不法取引）に基づき、輸出の承認を経ずに輸出国側へ返還できるようにするため、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）第4条第2項第1号の仮陸揚げ貨物である特定有害廃棄物等の一部について特例対象（承認不要）とする改正を行う。

### (3) 規制見直しの必要性

近年、再生資源の国際取引の増大に伴い、規制開始当初にはあまり想定されなかった、意図せず特定有害廃棄物等が混入した貨物が輸入される事例が発生して

いることを受け、今般、バーゼル法における規制の在り方等について、産業構造審議会・中央環境審議会下位の専門WG等による合同会議（以下「合同WG」という。（※））の議論も踏まえ、バーゼル条約の適切な履行及び輸出手続簡素化の観点から、輸出規制について見直すこととした。

※中央環境審議会循環型社会部会特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方に関する専門委員会及び産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会有害廃棄物等越境移動ワーキンググループによる合同会議

#### （４）法令の名称・関連条項とその内容

輸出令第２条第１項に基づき、規制対象貨物の輸出に当たっては、経済産業大臣の承認を要することを規定している。具体的な規制対象貨物は輸出令別表第２に規定している。また、経済産業大臣による承認を要しない特例は輸出令第４条第２項に規定している。

- 外為法第４８条第３項
- 輸出令第２条第１項、第４条第２項
- 輸出令別表第２

#### （５）影響を受け得る関係者

以下の３者が、本改正によって影響を受けると想定される。

- 企業等
- 国民（消費者・一般事業者）
- 行政機関（輸出規制の審査・検査業務等を行う部局等）

### 5. 想定される代替案

今回の措置は、国際条約との制度調和の観点から規制緩和を行うものであり、従来の規制手法等の枠組みそのものには及んでいない。そのため、代替案は検討しない。

### 6. 規制見直しの費用・便益

本改正案の実施により、関係者に如何なる影響（費用、便益）が及ぶかについての具体的な比較は以下のとおり。

	費用	便益
企業等（※１）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 責のない輸入者が仮陸揚げ貨物を保税地域において保管する倉庫代や国内で処理する費用の削減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 承認申請手続に係る作業コストの軽減</li> <li>● 行政機関とのやりとりの事務コスト削減</li> </ul>
国民（消費者・一般事業者）（※２）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特になし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 不法に輸入された特定有害廃棄物等を日本で処理することが減り、環境保全につながる。</li> </ul>
行政機関（輸出規	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 輸出国側への通報事務コスト増</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国際的な制度調和により、我が国経済の健全な発展に</li> </ul>

制の審査・検査業務等を行う部局等) <small>(※1・2)</small>		寄与する。 ● 速やかな返還により、長期間保税地域に置かれる場合の貨物確認の事務コスト削減
--	--	--

※1：企業等に及ぶ費用・便益については、国内のどの程度の企業等に承認申請手続に係る作業コストが発生するかの把握が困難である点や、対応方針の決定に関するコストの増減は企業ごとの個別判断に依存する点等から、定量的な分析が困難。同様に、行政機関に及ぶ費用・便益についても左記に依存するため、定量的な分析が困難。

※2：国民や行政機関に及ぶ便益については、その性質上定量的な分析は困難。

### 7. 政策評価の結果

上記分析のとおり、今般の措置は、輸出規制品目に係る特例の導入の規制緩和措置となっており、輸入者等コストの軽減等や国民社会にとって外国貿易及び国民経済の健全な発展に資するという利益があり、更に行政機関（輸出規制の審査業務等を行う部局等）にとっても審査業務等が不要となるという便益がある。一方、行政機関については、輸出国側への通報事務等が発生するが、その費用は限定的なものと考えられる。これらを踏まえ、本改正案を導入することは妥当であるといえる。

### 8. 有識者の見解その他の関連事項

バーゼル法における規制の在り方等について、合同WGにおいて、バーゼル条約及びバーゼル法に反して本邦に到着した特定有害廃棄物等を送付元へ返還する場合には外為法の輸出承認を不要とすべき旨の報告書が取りまとめられた。

### 9. レビューを行う時期又は条件

バーゼル法の見直しに併せて対応していく予定である。（5年以内を目途）